

社会権を扱う。ここでは、まず、社会法典の課題が次のように規定される。この法は、人間に値する存在を確保し、人格の自由な発展のための平等な条件を創出し、各人に自由な活動によって生活を維持しうるようにし、特別な生活上の負担は均衡させることに寄与するものである、と。このような指導理念はボン基本法の社会国家条項に沿うものであり、またヨーロッパ社会憲章に見られるような国際的な法の発展にも適合するものである。

第2章は、社会保険の保険者・官庁等について規定し、第3章には、共通規定が定められる。

原 典

Dr. Kurt Friede, Eseen, Ein Sozialgesetzbuch in der Bundesrepublik Deutschland wird vorbereitet, *Soziale Sicherheit*(Fachzeitschrift für die Sozialversicherung, Österreich, Nr. 8 (23. Aug.) '71, S. 244-246.

(伊達隆英 健保連)

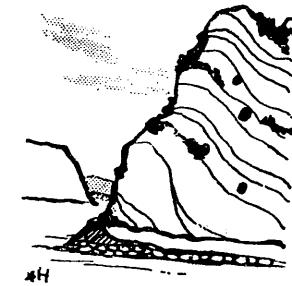
1971年社会報告

連邦政府は、1971年5月に1971年社会報告(Sozialbericht 1971)を連邦議会および連邦参議院に提出したが、その内容のおもなものを紹介しよう。

1971年社会報告は、1970年社会報告と同様、社会政策の事業実績状況の報告(第I部)と今後の社会政策の方向の展望(第II部)から成っている。第I部では前年の社会報告に掲げられた事業がどの程度実現されたかが明らかにされ、第II部では今後の社会政策プランの展望が行なわれている。

社会政策の事業実績状況の報告としては、1970年の社会報告に掲げられた計画のうち、たとえば疾病保険関係諸法の拡充に関する法

(西ドイツ)



律、第3次財産形成法、職業教育要綱の制定などかなり多くのものがすでに実現されていることが明らかにされている。また、より一層の社会正義、社会発展におけるより一層の保障およびそれを通じての個人の自己規定のより一層のチャンスという連邦政府の社会政策目標の達成のための社会政策方針としてつぎのようなことが掲げられている。

- (1) 全市民のための社会保障の拡充
- (2) 社会政策による社会変化への対処
- (3) すべての社会的決定分野におけるより一層の民主化による個人のより一層の自己規定
- (4) 国民経済における資産増加分の公平な

分配への寄与

- (5) 民主社会における社会政策のより大所高所からの眺望と深い理解
- (6) 生活の浮沈のための用意のばあいのよ
り一層の選択の自由

社会政策の今後の方向の展望としては、将来の社会給付費用の推計を示した社会予算(Sozialbudget)が掲げられている。

社会保障の拡充

連邦政府は、まず社会保障制度の新しい発展は社会的分野と一般社会経済発展が密接な関係をもつた二つの基本方針によって特徴づけられるとしている。

- (1) 保障される対象者の範囲の拡大
- (2) 変化する国民生活水準への諸給付の水準と内容の適合化

(1)の方針について、連邦政府は、「経済社会の変化が、社会保障の対象範囲と広い社会階層へのその拡大という問題をもたらした。もはや被用者への社会保障の制限は適当でないし、保障される者の範囲を職業によって区別することはあらゆる場合において妥当

でない。

今日なお社会保障の外にある大部分の者は、もはや社会的リスクに対してみずから之力で対処していくことはできなくなっている。これは、経済社会構造の変動が自営業者などの職業的存在基盤を不安定にさせたためである。したがって、連邦政府は、すべての社会階層に社会保障を可能にし、それによってわれわれの時代の必要を満たすべく努力している」とし、これに関してつぎのよう具体例を掲げている。

① 学生、生徒および児童への災害保険の適用拡大(1971年5月18日の法律による)

これは、すでに前年の社会報告に掲げられていたことから、1971年4月1日より実施され、約100万人の児童、900万人の生徒および43万人の学生に災害保険が適用された。これによって各州ごとにばらばらに行なわれていた学生、生徒および児童に対する災害保護が全国一本に統一された。学生、生徒および児童に対する諸給付は、一般の給付に応じたものである。

② 全職員に対する公的疾病保険への加入権の

付与(1970年12月21日の第2次疾病保険改正法による)

これは、すべての職員が公的疾病保険に加入することを可能にしたもので、1971年1月1日より実施され、俸給が一定限度を超えるため公的疾病保険への加入義務がない新規就職者は、採用後3ヶ月以内に公的疾病保険へ任意加入することができることになり、また俸給が一定限度を超えるため今まで公的疾病保険への加入ができなかったすべての職員も、1971年3月31日までに任意加入する権利が与えられた。また、これらの職員が公的疾病保険に任意加入する場合または私的疾病保険に公的疾病保険と同じ程度に保障される場合には、保険料に対する補助を雇主に対して請求できることになった。これによって、疾病保護について職員も労働者とほぼ同じ取り扱いが行なわれることになった。なお、公的疾病保険への加入の機会を逸していた年金受給者も、1971年3月31日までに加入することができたことになった。

③ 公的疾病保険への自営農業者の編入(労働社会秩序省において法案作成すみ)

これは、前年の社会報告において掲げられていたことからで、これについては1970年12月22日の閣議決定に基づいて連邦労働社会秩序省が法案を作成した。この法案の内容は、自営農業者、その被扶養者および老齢共働者を公的疾病保険の強制加入者とするものである。この対象となる者は、特定の加入義務免除者を除き、約250万人とみられている。支給される給付は、原則として一般の場合と同じとされている。ただし、傷病手当金と出産手当金は除かれている。農業者およびその被扶養者分の費用は保険料でまかなわれるが、老齢共働者分の費用は連邦財政によってまかなければならぬことになっている。

④ 長期および重度心身障害者ならびに在宅教育中の未成年者のための社会保険の導入（法案準備中）

これは、現在社会保険に加入させられない著しい数の低所得または労働能力をもつ心身障害者（児）に社会保険による保護を与えるとするものである。

⑤ 囚人のための社会保険の導入（法案準備中）

⑥ 自営業者、自由業者の被扶養者、手伝いを

している家族、就業していない婦人などいまだに公的年金保険の外にあるすべての者への公的年金保険の開放（法規定が企図されている）

これは、いまだに公的年金保険の外にあるすべての者のための年金保険の導入を意図しているもので、これについては1971年5月11日に連邦政府が連邦労働社会秩序省に広い社会階層への年金保険の開放についての考え方をまとめるよう委任した。自営業者への公的年金保険の開放の必要性は、前年の社会報告でも取上げられたが、これは、これらの者の大部分が収入および生活状態において被用者と同じという事実に基づいている。

就業していない婦人への年金保険の開放は、婦人のための社会保障の改善への一つの重要な前進といえよう。

これらの者の年金保険への加入は、任意加入を原則とすべきであるとされている。また、保険料負担のことも十分考慮すべきであるとされている。

また、(2)の方針については、連邦政府は、「経済社会発展とともに社会給付に対する考え方も変わってくる。すなわち、社会政策お

よび社会的施策は、産業社会においては経済成長と密接に結びついている。いまや社会保障は、困窮状態にある者の保護のみならず、より積極的な生活水準の維持も行なう。このことは、社会給付を、変化する経済事情、とくに一般所得上昇に即応させることによってのみ行なわれうる。このような保障の程度の調整（動化）は、みずからの労働がそれに寄与していないような状態にあるときでも、社会の経済的成果に対する個人の分け前を表現したものである」とし、このことの達成のためにつぎのようなことを行なってきているとしている。

① 戦争犠牲者援護給付の調整

1970年1月26日の「連邦保護法の給付の調整に関する第1次法律」およびその後の給付調整法により、1971年1月1日より連邦保護法に基づく諸給付が毎年公的年金保険の年金調整率と同率で引き上げられてきている。すなわち、1971年1月1日に5.5%の引き上げが行なわれている。1972年1月1日には6.3%の引き上げが行なわれることになっている。1970年の給付改善、1971年および1972年の給

付調整により、各種年金が30%または40%引き上げられることになる。

② 職業教育・再教育の場合の生活手当の調整（賃金上昇に見合った引上げ）

③ 疾病保険における加入義務報酬限度額および保険料・給付算定報酬限度額の自動調整

1970年12月21日の法律（第2次疾病保険改正法）によって、職員の加入義務報酬限度額および保険料・給付算定報酬限度額（両者は一致している）は、公的年金保険の保険料算定報酬限度額の75%となり、これによって毎年自動的に引上げられることになった。

このほか、連邦政府は、リハビリテーション給付の統一化、重度身体障害者法の拡充、弾力的な年金受給年齢制度の導入、公的年金保険への保険料後払い制度の導入、公的疾病保険の発展のための専門家委員会の設置と同委員会の提案（地方における医療給付の改善、薬剤市場における疾病保険の地位の強化、学生等への疾病保険の適用、疾病保険における保健給付の財源確保など）の十分な考慮などを今後の課題として掲げている。

社会政策による社会変化への対処

著しい経済的、社会的および技術的变化によって、個人および社会は、適応問題や衝突状態と取組んでいかなければならなくなっている。この過程において個人と同様に社会政策にとっても新たな要求が生じている。こうしたことから、経済社会変化に対処しうる社会政策を進めていかなければならないとして、連邦政府はつきのような諸施策を行なってきているとともに、いろいろな課題と取組んでいるとしている。

- (1) 経済社会変化委員会の設置
- (2) 労働市場・職業研究
- (3) 雇用促進
- (4) 農業人口への適応扶助
- (5) 労働保護および環境保護
- (6) 労働法の法典化
- (7) 職業教育の促進
- (8) 職業教育活動要綱の制定
- (9) 健康保障の拡充（疾病保険と公衆保健サービスによる全国民の健康保障の拡充）

なお、社会報告は、公衆保健サービスを除

く社会保障政策の分野と労働政策の分野について、連邦政府の方針、事業実績状況などを報告したものである。公衆保健サービス（保健政策）については別に保健報告がある。

社会給付の増大

社会報告の第Ⅱ部に掲げられている今後の社会保障費用の動向を示す「社会予算」に、社会給付の今後の予測が明らかにされている。これによると、社会給付は、1970～75年に国民総生産が約40.6%上昇するのに対して約52.2%上昇するものとみられている。これにより、国民総生産に対する社会給付の割合は、1970年の19.9%から1975年には21.5%に上昇することになる。

Die gesetzliche Krankenversicherung im Sozialbericht 1971, *Die Krankenversicherung*, Juni 1971, S. 146-151.

Aus dem Sozialbericht 1971, *Zeitschrift für Sozialhilfe*, August, September, Oktober 1971, S. 228-308.

（石本忠義 健保連）